

山口県報

平成20年
6月10日
(火曜日)

目 次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....

保安林予定森林(森林整備課).....

保安林の指定(萩市)(森林整備課).....

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....

土地改良区役員の出出(農村整備課).....

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....

教委公告

契約の締結.....

山口県告示第二百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年六月十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
下関市清末土地改良区
宇部市藤河内土地改良区

認可年月日
平成二〇、六、二二



山口県告示第二百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年六月十日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字佐々並字大山一八二二の二〇から一八二二の二三まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字李路字大場山六八三の二、七三三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字李路字大場山六八三の二・七三三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下関市大字井田字川頭四二三の三六(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年六月十日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

萩市相島字鎧所五八、二二八、二二九、二二二の一、字於市ヶ森一九一

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(二四七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年七月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 要約筆記ものせぎ

代 表 者 の 氏 名 中野ミツ子

主たる事務所の所在地 下関市前田二丁目二四番一三号

三 定款に記載された目的

聴覚障害者に対して情報保障をするために要約筆記奉仕員を派遣する事業を行うことにより、聴覚障害者の社会参加の促進及び生活の向上に寄与すること。

(二四八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年六月十日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
阿武郡むつみ村伏馬土地改良区	理事	吉岡 隆	萩市大字高佐下五八九	
"	"	野間 忠雄	"	二五六二
"	"	長田 幸三	"	二六三七の一〇
"	"	岩本 邇	大字吉部下九五六	
"	"	田村 喜男	大字高佐下二三五の一三	
"	監事	茂刈 周一	"	二〇一九
"	"	岡崎 秀雄	"	二二八九
"	"	吉松 時熊	"	二五七四

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
阿武郡むつみ村伏馬土地改良区	理事	吉岡 隆	萩市大字高佐下五八九	
"	"	岩本 邇	大字吉部下九五六	
"	"	野間 忠雄	大字高佐下二五六二	
"	"	岡崎 秀雄	"	二二八九
"	"	田村 喜男	"	二三五の一三
"	監事	茂刈 周一	"	二〇一九
"	"	長田 幸三	"	二六三七の一〇
"	"	吉松 時熊	"	二五七四

(二四九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

公告

平成二十年六月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の名称
県営井関地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期
平成二十年五月十五日



次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十年六月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する麻の名称及び所在地
山口県立山口図書館 山口市後河原一五〇の一
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
山口県図書館データ通信システム賃貸借・保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 契約金額
三千六百九十一万八千円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県立山口図書館長 宮崎 正人

平成二十年六月十日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）